

医療・介護サービス提供体制改革のための新たな基金について

- ◆ 団塊の世代が後期高齢者となる2025年を展望すれば、病床の機能分化・連携、在宅医療・介護の推進、医師・看護師等の医療従事者の確保・勤務環境の改善、地域包括ケアシステムの構築、といった「医療・介護サービスの提供体制の改革」が急務の課題
- ◆ 医療法等の改正による制度面での対応に併せ、消費税増収分を財源として活用し、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援措置を創設
- ◆ 各都道府県に消費税増収分を財源として活用した基金をつくり、各都道府県が作成した整備計画に基づき事業実施

基金規模

904億円【国：602億円（2/3）、地方：301億円（1/3）】

内訳 消費税増収活用分 544億円【国：362億円、地方：181億円】
 その他上乗せ措置分 360億円【国：240億円、地方：120億円】

対象事業

- ◆ **医療従事者等の確保・養成のための事業**
 - ・ 医師確保のための事業
 - ・ 看護職員等の確保のための事業
 - ・ 介護従事者の確保のための事業※
 - ・ 医療・介護従事者※の勤務環境改善のための事業
- ◆ **在宅医療・介護サービスの充実のために必要な事業**
 - ・ 在宅医療を推進するための事業
 - ・ 介護サービスの施設・設備の整備を推進するための事業※
- ◆ **病床の機能分化・連携のために必要な事業**
 - ・ 地域医療ビジョン達成に向けた医療機関の施設・設備の整備を推進するための事業

その他

- ・ 介護関係(※)は平成27年度より実施
- ・ 官民にバランスよく配分
- ・ 医療提供体制推進事業費補助金等で実施している事業の一部振り替えあり
- ・ 基金の仕組みは、現在開会中の通常国会に提出されている「地域医療・介護の総合確保法(案)」に規定
- ・ 平成26年2月開催予定の全国医政関係主管課長会議において、26年度の基金の活用に応じた留意事項を提示
- ・ 法改正後に、基本方針の策定、交付要綱、基金管理運営要領等を発出予定(平成26年7月頃を目途)